

# 平成15年度介護報酬見直しが与えた通院透析患者への影響

米谷純子、佐藤清子、山岸 剛\*  
秋田赤十字病院 医療社会事業部、同 内科\*

## Effects for Hemodialysis Patients due to Revision of Long-term Care Insurance at 2003.

Junko Yoneya, Seiko Sato, Tsuyoshi Yamagishi\*  
Medical Social Worker, Kidney Center\*, Akita Red Cross Hospital

### <はじめに>

平成15年4月1日より介護報酬が改定され、訪問介護費の引き上げや施設サービス費の引き下げなどが行われた。そして、新たに通院介護費が設定され、介護タクシーの対象者が限定された。また、介護認定の判定ソフトが変わり、介護度が前回より低い認定結果となった人が見受けられ、区分支給限度額では収まらずに、自己負担をして対処している現状である。今回の改定が透析患者さんにどのような影響を与えたのか、秋田赤十字病院の症例から検討した。

### <介護報酬改定>

介護報酬が改定された中で、直接患者さんの負担増に結びついたものとして2項目あげた(図1)。1単位は10円の計算である。

1. は訪問介護の区分の体系的な見直しで、身体介護30分未満が210単位から231単位に引き上げられた。2. は介護タクシーの適正化と称して、通院のための乗車・降車介助が新設された。介護度1から介護度3は100単位、介護度4から介護度5のうち身体介護を20分以上行くと231単位、介護度1から介護度5のうち身体介護を30分から1時間以上行くと231単位となった。介護度1から介護度3までの人は、今までのように介護タクシーを利用して、自宅から透析室まで車いすで移動しても100単位しか該当しないということになる<sup>1)</sup>。

介護報酬改定	
1. 訪問介護の区分の体系的な見直し	
身体介護30分未満	210→231単位
2. 通院のための乗車介助(新設)	100単位
介護度1～3	100単位
介護度4～5(20分程度の身体介護)	231単位
介護度1～5(30分以上の身体介護)	231単位

図1

### <当院の要介護認定者>

当院の認定患者さん17名の介護度をあらわしたものである（図2）。今年の3月までに認定された介護度と新しい認定ソフトで9月までに認定された介護度を比較してみた。介護度4から介護度5へ変更となった1名は精神症状の悪化が認められたものと考えられる。介護度3に注目してもらえると、6名のうち3名が介護度2や介護度1へと変更されている。主治医の意見書の記載内容は前回と同様か身体自立度が重くなっているとチェックし、特記事項にも細かく記載したにもかかわらずの結果である。

ここで介護認定の問題に少し触れてみる。今までの動ける痴呆の方の介護度が表わしにくかったとの反省の中から、今回の改訂では痴呆が重視されている代わりに、身体介護の重い人が軽視されている。これは一つにはソフトの問題があると考えられる。介護認定審査会では一次判定結果などが記載された資料で検討されるが、介護度を変更するためには変更の事項コードに当てはまらなければいけない仕組みになっている。その項目の中に今まであった医師の意見書の特記事項や痴呆の問題行動などの項目がなくなった。つまり、医療の面から考えられる身体状況の変化及び重度化が反映しにくいということではないだろうか。そして、コンピューターではじきだされた結果が全てになってしまう恐れがある。

二つ目には重視されている一次判定のための調査項目が変更された。尿意や便意があるかどうか、その後始末ができるかどうか、ボタンのかけはずしや靴下の着脱など感覚や手指の動作、手が胸元にまで上げられるかなどの細かい項目が削除されている。実際に在宅生活を送る上での問題が表わしにくいのではないかと考える。

介護度	平成15年3月	平成15年9月
自立	○	○
要支援	●	●
介護度 1	●●●●	●●●●●●
介護度 2	●●●●●●	●●●●●●
介護度 3	●●●●●●●●	●●●●
介護度 4	●●	●
介護度 5		●

図2. 当院の要介護認定患者

### <介護タクシーの利用者負担>

図3は、要介護1から介護度3の人が介護タクシーを利用した場合の計算方式と実際の負担額である。メーター料金から介護報酬額1,000円ではなく、県内のタクシー会社を取り決めた一律600円を引き、介護保険の自己負担分の100円を足して合計する。この計算だとA・Kさんは介護度2で往復6,000円、1ヶ月13回透析に通うと78,000円の負担になる。今年の3月まではほぼこの半額の41,860円であった。

介護度 1～3		100単位
＜利用者合計負担額＞		
メーター料金—600円(県内統一料金)+100円		
例えば 介護度 2 のA・Kさんの場合		
タクシー料金	3,500円—600円=	2,900円
合計	2,900円+100円=	3,000円
	往復で	6,000円
3月までは	3,500—2,100+210=	1,610円
	往復で	3,220円

図3. 介護タクシーの利用者負担

(K・Iさんの場合)

K・Iさんは、83歳の男性で病名は慢性腎不全・糖尿病・脳梗塞後遺症である。身障手帳は1級で、腎機能障害は3級・右上下肢機能障害は2級に該当している。歩行は一点杖を使って脚を引きずりながら歩いており、更新の調査に際して、屋内の歩行もつかまり歩きになってきたと調査員に訴えたが、歩行の項目では、[できる・できない・何かにつかまればできる]しかないため、体力的な衰えは考慮されずに介護度3から介護度1へと変更された。3月までは片道360円で介護タクシーを利用していたが、4月からは片道1,620円と負担が増えたことと、冬に備えて1枚580円で年間48枚発行の身障チケットを節約したいとの意向で現在はバスを2回乗り継ぎ1時間以上かけて通院している。

(K・Sさんの場合)

K・Sさんは73歳の女性で、病名は慢性腎不全・糖尿病・腰部脊柱管狭窄症・多発性脳梗塞である。食事は自力摂取で、移動は車いす、移乗・着替え・入浴・排泄は一部介助もしくは全介助に近いにもかかわらず、介護度3から介護度2へと変更された。図4はK・Sさんの介護サービスの利用状況を表したものである。介護度が3から2へと変更されたことで、区分支給限度額も26750単位から19480単位へと減額され、現在と同じサービスを受けようとすると251単位不足している。これを調整するためにはサービスを減らすか自己負担をしなければいけない。

区分支給限度額	単位	回数	介護度2 19480	介護度3 26750	
身体介護4	667	3	2001	2001	ヘルパー
生活援助2	208	2	416	416	ヘルパー
身体介護1	231	14	1617	3234	介護タクシー
福祉用具			2040	2040	
短期入所	912	13	11856	12766	介護度3は 982単位
送迎加算	184	1	184	184	
合計			19731	20641	
			△ 251		

図4. K・Sさんの場合、介護度3→2

## <問題点>

問題点をまとめてみた。第一に、新設された通院介助の算定基準に当てはまらなかった患者さんの自己負担が大幅に増えたこと。第二に、改訂後の要介護度の判定では、痴呆が重視され、身体状況が前回と同程度では低く認定される場合が多いこと。第三に、介護度と関連して、区分支給限度額があることで、必要なサービスが制限をうけることになったり、自己負担が増える結果につながっていること、が挙げられる。

## <まとめ>

- 1) 要介護度を適正化するために、調査の段階で透析前後の状態の違いを調査員に伝え、ケアマネージャーに調査の場に立ち会ってもらうなど、透析患者さんの実態を理解してもらうように努める事が大切である<sup>2)</sup>。
- 2) ケアマネージャーと日常的に連携をとりあい、問題を共有化しながら自己負担のないように必要なサービスを検討していく必要がある。
- 3) ソーシャルワーカーとして、通院費の問題について、介護保険を利用することである程度の活路を見出そうとしてきたが、根本的な解決とはなりえていない。今後は地方自治体の予算に組み入れてもらうなどの対策も含めて、制度の狭間に取り残されてしまった問題の発見・把握に努め、より多くの場で訴えていく事が解決につながると考える<sup>3)</sup>。

## 文 献

- 1) 厚生労働省老健局振興課：「通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合」及び「身体介護が中心である場合」の適用関係等について、2003.5.8
- 2) 上倉喜美子・長沢正樹：介護を要する透析患者の社会的サポートの実際、透析フロンティア series3 (監修前田貞亮ほか) 大阪、メディカルレビュー社、305-308、2000
- 3) 岡部卓：ソーシャルクルージョンの具現化—社会福祉の役割を問い直す、月間福祉86(3)：79-110、2003